未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒 416-0906 : 清水営業所 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL http://www.rikka.co.jp E-mail info@rikka.co.jp

【弊社は2013年8月8日に、「立華工業株式会社」から「立華株式会社」へ社名変更しました。今後ともより一層のお引き立ての程、よろしくお願い致します。】

化学物質による健康障害防止指針(がん原性指針)に「N, N-ジメチルアセトアミド」が対象物質として追加されました。

N, N-ジメチ	ルアセトアミド	CAS No. 127-19-5
主な有害性	発がん性、肝臓・呼吸器の障害	
性状	無色の液体、刺激臭	
用途	反応溶媒、精製溶剤 離剤、医薬品関係(関	制、樹脂溶剤、塗装剥 維溶化合物の溶剤)

長期毒性試験の結果、哺乳動物にがんを生じさせることが判明したことから追加されました。

改正・適用時期:平成25年10月1日より

局所排気装置の設置・届出・定期自主検査ならびに

作業環境測定についてのお問い合わせは下記担当者まで

対策エンジ課 尾崎克年、渡邊大輔(局排の設置・届出・検査)

作業環境課 中西正彦、青柳容子(作業環境測定)

営業部 望月久彰

TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 化学物質による健康障害防止指針(がん原性指針)の対象物質

下の表にある29物質とこれらを重量の1%を超えて含有するものが指針の対象です。これらの物質は、長期毒性試験の結果、哺乳動物にがんを生じさせることが判明したものです。人に対する発がん性は、現在確定していませんが、労働者がこれら物質に長時間ばく露された場合、がんを生じる可能性が否定できないことから、「化学物質による健康障害を防止するための指針」の対象としています。

			有機溶剤中毒予防規則(有機則)· 特定化学物質障害予防規則(特化則)·指針		
		対 象 物 質	有機則·指針とも適用 (5%を超える有機溶剤 業務の場合)	特化則·指針 とも適用 (5%超の場合)	指針のみ適用 (1%超の場合)
	1	2-アミノー4-クロロフェノール			0
•	2	アントラセン			0
	3	2, 3-エポキシ-1-プロパノール			0
	4	塩化アリル			0
	5	オルトーフェニレンジアミン及びその塩			0
	6	キノリン及びその塩			0
	7	1-クロロ-2-ニトロベンゼン			0
	8	クロロホルム	0		•
	9	酢酸ビニル			0
	10	四塩化炭素	0		•
		1, 4ージオキサン	0		•
	12	1, 2ージクロルエタン			
		(別名:二塩化エチレン)	0		•
	13	1, 4-ジクロロー2-ニトロベンゼン			0
		2, 4-ジクロロー1-ニトロベンゼン			0
*	15	1, 2ージクロロプロパン			0
					(洗浄·払拭作業
					については一部 を除き適用除外)
	16	ジクロロメタン(有機則ではジクロルメタン)	0		を除る適用味が
×		N, Nージメチルアセトアミド	O		0
/ •\		N, Nージメチルホルムアミド	0		•
		テトラクロルエチレン	Ŭ		
	10	(別名:パークロルエチレン)	0		
	20	1, 1, 1ートリクロルエタン	0		•
	21	ノルマルーブチルー2,3-エポキシプ	-		0
		ロピルエーテル			
	22	パラージクロルベンゼン			0
	23	パラーニトロアニソール			0
	24	パラーニトロクロルベンゼン		0	•
	25	ヒドラジン及びその塩、			
		ヒドラジンー水和物			0
		ビフェニル			0
		2 - ブテナール			0
		1ーブロモー3ークロロプロパン			0
		1 ーブロモブタン f針に追加した物質 〇:適月			0

※:指針に追加した物質

〇:適用

★:指針の適用範囲を変更した物質

●:1%を超え5%以下の場合、または、有機溶剤業務以外の 業務で5%を超える場合

◆:1%を超え5%以下の場合

2. 作業環境測定

- 1)屋内作業場では、空気中の対象物質の濃度を定期的に測定して下さい。測定は6ヶ月以内ごとに1回実施するよう努めて下さい。なお、測定は作業環境測定士が実施することが望ましいです。
- 2) 作業環境測定(2-アミノー4-クロロフェノール、アントラセン、キノリン及びその 塩、1,4-ジクロロー2-ニトロベンゼン、1-ブロモブタンの作業環境測定を除く) を行ったときは、測定結果の評価を行い、その結果に基づき施設、設備、作業工程、作 業方法の点検を行って下さい。

また、点検結果に基づき、必要に応じて使用条件などが変更、作業工程や作業方法の改善などの作業環境改善のための措置を講じるとともに、呼吸用保護具の着用など労働者の健康障害を予防するために必要な措置を講じて下さい。

3) 作業環境測定の結果の記録、評価の記録は、30年間保存するよう努めて下さい。

作業環境測定の管理濃度

	対 象 物 質	管 理 濃 度
1	2-アミノー4ークロロフェノール	
	アントラセン	
_	2, 3ーエポキシー1ープロパノール	2
_		2 p p m
	<u>塩化アリル</u> オルトーフェニレンジアミン及びその塩	1 p p m オルトーフェニレンジアミンとして
5	オルトーフェーレンシアミン及びその塩	
6	ナノリン・みびるの佐	0.1 m g/m³
0	キノリン及びその塩	一 推准器心物质の英语:
_	1 200 0 - 1041.41.	構造類似物質の管理濃度
	1-クロロー2-ニトロベンゼン クロロホルム	パラニトロクロルベンゼン 0.6mg/m³
		3 p p m
	酢酸ビニル	1 0 p p m
	<u>四塩化炭素</u> 1, 4 - ジオキサン	5 p p m
-		1 0 p p m
	1, 2-ジクロルエタン(別名:二塩化エチレン)	1 0 p p m
	1, 4-ジクロロー2-ニトロベンゼン	It Mar for the second s
14	2, 4-ジクロロー1-ニトロベンゼン	構造類似物質の管理濃度
1.5	1 0 11	パラニトロクロルベンゼン 0.6mg/m³
15	1, 2ージクロロプロパンジクロロメタン	1 0 p p m
	<u> </u>	5 0 p p m
	N, N-ジメチルアセトアミド	1 0 p p m
	N, Nージメチルホルムアミド	1 0 p p m
	テトラクロルエチレン(別名:パークロルエチレン)	5 0 p p m
	1, 1, 1ートリクロルエタン	2 0 0 p p m
	ノルマルーブチルー2、3ーエポキシプロピルエーテル	3 p p m
	パラージクロルベンゼン	1 0 p p m
23	パラーニトロアニソール	構造類似物質の許容濃度
		パラーアニシジン 0.5 m g / m ๋ 。
		ジニトロトルエン(混合物) 0.2 m g / m³
	パラーニトロクロルベンゼン	0.6 m g/m³
	ヒドラジン及びその塩、ヒドラジン一水和物	ヒドラジンとして0.13mg/m³
	ビフェニル	0.2ppm
27	2-ブテナール	0.2 p p m
28	1-ブロモー3-クロロプロパン	構造類似物質の管理濃度
		1, 2-ジクロロエタン 10ppm
29	1 ーブロモブタン	_

RIKKA TOPICS

PCB分析のご案内

PCB廃棄物とは、機器等に使用された廃PCB油、不用のPCB使用トランス・コンデンサ・リアクトル、PCBを含む絶縁油・熱媒体等、その他PCBに汚染された廃棄物等で上ランスやコンデンサの場合、絶縁油中のPCBの含有量がO、5 mg/kgを超えるものはPCB廃棄物に該当します。

廃棄する際には封入されている絶 縁油の分析を行いPCB混入の有無 を確認する必要があります。

PCB廃棄物を保管する事業者は、PCB特措法が施行された日から15年の期間内(平成28年7月まで)に、PCB廃棄物の処分を自ら行うか、又は他に委託しなければなりません。



試料採取·分析

- 1)分析のための試料採取、運搬は廃棄物処理法及びPCB特別措置法の適用を受けませんが、試料の採取は分析に必要な最小限の量とし、分析後に残った試料は、お客様(ご依頼先)に返却することになっています。
- 2)分析に必要な試料は少量(1g程度)です。お客様(ご依頼先)が試料採取を行えるように 専用の採取容器、採取器具の用意があります。 また、弊社は試料採取も行っておりますので、お気軽にご相談ください。
- 3)分析方法 ガスクロマトグラフ(ECD)法 「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル2.1.1」 平成22年1月25日環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
- 4) 定量下限值 0.15 mg/kg

PCB分析についてのお問い合わせは下記担当者まで 環境分析部 加藤雅士・城所 亨 または 営業部 望月久彰 立華株式会社 本社 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654